

岐阜市立岐阜中央中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、岐阜市立岐阜中央中学校 P T A と称し、事務所を岐阜市立岐阜中央中学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、会員相互の教養を高め、生徒の福祉と教育の推進を図ることを目的とする。

第 3 章 活 動

第 3 条 本会は、会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員の研修。
- (2) 家庭と地域及び学校との密接な連携による生徒の生活を向上させる活動。
- (3) 生徒の生活環境及び学校の環境整備。
- (4) その他、本会の目的を実現するための活動。

第 4 章 方 針

第 4 条 本会の目的を達成するため、次のような方針を定める。

- (1) 教育の向上を目的とする民主的団体であり、営利・宗教・政治等の活動を行ったり、これに協力したりしてはならない。
- (2) 生徒の福祉や教育に関する諸問題を討議し、その活動に協力するが、学校管理や学校人事について干渉しない。

第 5 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、岐阜中央中学校生徒の保護者及び学校職員とする。

- (1) この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
- (2) この会の入会希望者は、所定の入会届を提出するものとし、期間は原則保護者については生徒の在校中、学校職員については在職中とする。
- (3) この会の退会は下記のとおりとする。
 - (ア) 自動退会：生徒の卒業または勤務校の異動によって会員資格を失うものは、会員資格の消滅をもって退会とする。（退会届の必要はない）
 - (イ) 任意退会：転居または自由意志によって退会するものは、所定の退会届を提出する。

第 6 章 本部役員並びに委員会の構成及び職務

第 6 条 本会に次の本部役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名（金華、京町、明德、本郷地区より各 1 名選出）

書	記	3 名（内 1 名は学校職員）
会	計	3 名（内 1 名は学校職員）
監	査	2 名

但し、必要ある時は、会長を除き本部役員の定員を増減し選出することができる。

第 7 条 本部役員の職務は次のとおりとする。

- （1） 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- （3） 書記は、本会の会務を担当する。
- （4） 会計は、本会の会計事務を担当する。
- （5） 監査は会計並びに事業全般を監査する。

第 8 条 本会には、顧問をおくことができる。

- （1） 顧問には、本部役員、学校運営協議会委員、支援推進委員会委員の内いずれかの経験があり、P T A 活動への深い理解がある者が就任する。
- （2） 顧問は、本部役員等の相談にあずかる。

第 9 条 本会に次の委員会をおく。但し、特別に必要がある場合には、これ以外の委員会を設置することができる。

（1） 執行委員会

構 成

本部役員

専門委員会委員長

学年長・副委員長

職員代表

職 務

- ① 年度予算案・活動計画案等を審議作成する。
- ② 総会決定事項の運営にあたる。
- ③ 総会に提出する議案及び報告書の作成をする。
- ④ 必要に応じて特別委員会を設置する。
- ⑤ その他、会務の処理をする。

（2） 全委員会

構 成

本部役員

学級委員及び地区代表委員

職員代表

職 務

本会の趣旨の徹底につとめ、会員の意志を各委員会に反映させる。

(3) 学級委員会

構 成

各学級委員

各学級担任

職 務

各学級の生徒並びに会員の教育促進に協力する。

(4) 学年委員会

構 成

各学年の学級委員

各学年主任及び学級担任

職 務

各学年に応じた行事の企画運営をし、学年の発展向上に努める。

学校・P T Aとの連絡調整。

(5) 専門委員会

本会には、次の専門委員会をおく。それぞれ委員長 1 名、副委員長をおく。

構 成

各委員会は学級委員、地区代表委員をもって構成し、学校職員、本部役員各 1 名の相談役をおく。相談役は学校、役員会との連絡調整を図る。

職 務

① 学年代表委員会

学校教育並びに P T A 活動の理解・協力に基づき、学年の枠を外れたもの及び学年間の連絡調整を図る。

② 成人保体委員会

会員の自覚と生涯隔週の観点に立ち学習し、生徒・会員の家庭生活における、健康、体力の向上に努める。

③ 広報委員会

広報紙を発行し P T A 活動や学校の様子を会員に知らせる。

④ 地区代表委員会

校区における生徒の交通安全、環境浄化を図り、他団体との連携につとめる。

第 7 章 本部役員及び委員の選出

第 10 条 本部役員及び委員は次の方法により選出する。

(1) 本部役員

会長・副会長・書記・会計及び監査は、選考委員会によって会員の中から推薦し、年度末総会（紙面）において承認を得て決定する。選考委員会委員は、別の内規によって定めるものとする。

(2) 学級委員

学級委員は、別途定める内規に従い、新年度の学級会において選出する。

選出された委員の内 1 名は学級長として学年代表委員会に所属し、他の委員は地区代表委員を除くいずれかの専門委員会に所属する。

(3) 地区代表委員

各地域（金華、京町、明德、本郷）から原則各 2 名ずつを選出し、各地域で 1 名を代表者とする。

第 11 条 本部役員及び委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。但し、補欠で就任した場合は、前任者の残存期間とする。

第 12 条 特別委員の任期は、その事項の処理完了をもって終わる。

第 8 章 諸 会 議

第 13 条 本会の会合は次のとおりとする。

(1) 総 会

本会の最高議決機関である総会の議決は出席者の多数決によって決する。但し、同数の場合は、議長の採決による。次に定める定期総会のほか会長あるいは執行委員会または 3 分の 1 以上の会員の要請があるときは、臨時総会を開くことができる。

①年度始めの総会

- ア 前年度の会務・会計報告並びに監査報告と承認決算の承認
- イ 新役員の紹介
- ウ 活動計画案及び予算案の審議と承認
- エ その他

②年度末総会（紙面にて報告）

- ア 新年度役員の承認
- イ 事業中間報告
- ウ 会計中間報告
- エ その他

(2) 執行委員会

執行委員会の2分の1以上の出席がなければ成立しない。議決は出席者の多数決によって決する。但し、同数の場合は議長の採決による。毎月1回以上開くことを原則とする。

(3) 全委員会

定例会を4月に開くほか、執行委員会の要請があるときは臨時委員会を開くことができる。

(4) 各専門委員会

専門委員会は、各委員長が召集し、その議決は出席者の多数決によって決する。但し、同数の場合は議長の採決による。

第 9 章 会 計

第 14 条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 15 条 本会の会費は、会員一人あたり年間6,000円を負担する。

第 16 条 本会会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 17 条 本会則は、総会において出席会員の2分の1以上の同意を得て改正することができる。但し、但し、緊急を要する事態が生じた場合には、執行委員会の決議をもって総会にかえることができるが、以後の総会において追認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則の改訂は、平成31年4月1日より施行する。

この会則の改定は、令和3年4月1日より施行する。

この会則の改定は、令和4年8月1日より施行する。

この会則の改定は、令和5年1月19日より施行する。

令和7年4月1日一部改正

令和7年9月5日一部改正